

町田市立小学校・中学校へ通学される方

町田市学校給食についてのご案内

町田市立小学校および中学校では、2025年1月から、学校給食費は無償となりました。そのため、給食を食べる方は、特に手続きの必要はありませんが、給食の全部または一部を辞退される方等については、手続きが必要となります。

1 学校給食費の無償化について

(1) 対象者

町田市立小・中学校に在籍するすべての児童・生徒
ただし、生活保護・就学援助等により、給食に関わる支援を受けている方は対象外です。
(各支援先が負担します。)

(2) 手続き

給食費を無償化するための手続きは必要ありません。

2 学校給食の辞退について

食物アレルギー、疾病、宗教、その他の理由により、給食の全部または一部を辞退される場合は、学校にお申し出ください。また、受験等により長期間学校を欠席する場合は、食品ロス削減のため、給食を一時的に停止する旨、学校にお申し出ください。

3 町田市学校給食代替費補助金について

(1) 対象者

次の1)～3)のすべてに当てはまる方が対象です。

1) 町田市立小学校・中学校に就学する児童又は生徒の保護者であること。

2) 次のいずれかの理由により、給食の全部(食事+飲料)又は食事の提供を受けていないこと。

ア. 食物アレルギー

イ. 疾病

ウ. 宗教上の規律、監修

3) 学校給食の代替として、弁当を持参していること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ・ 対象児童生徒又は対象児童生徒と同一世帯に属するものに係る学校給食費を滞納しているとき。
- ・ 国又は地方公共団体の負担において、学校給食費その他の学校内で対象児童生徒が喫食する昼食に係る経費の全部について補助を受けたとき。

(2) 申請方法

毎年市が指定する期日までに、原則オンラインで申請していただきます。紙での申請をご希望の場合は、学校へお申し出ください。

(3) 補助金額

各学年に応じた1食単価×学校給食が実施された日において弁当等を持参した日数

※ 学校を欠席した日の分は対象外です。

申請方法等補助金の詳細は、まちだ子育てサイトの「学校給食」から、
「町田市学校給食代替費補助金について」のページをご確認ください。

